

★ 事業主の皆様へ ★

労働保険の年度更新は忘れずに！

労働保険（労災保険・雇用保険）に係る令和元年度分の確定保険料と令和2年度分の概算保険料の申告・納付手続きを行っていただく時期になりました。

5月末頃に郵送される「労働保険の年度更新申告書」を作成いただき、労働保険料の申告・納付をお願いいたします。

申告・納付期間は、**6月1日（月）～8月31日（月）**です。

（※例年より延長されております。）

年度更新の申告については、福井労働局、労働基準監督署、社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）、金融機関及び郵便局にて受け付けます。

なお、例年設けております集合受付会場につきましては、新型コロナウイルスによる感染症の患防止のため、設営を中止させていただきましたので、御了承ください。

また、労働保険料の納付については、最寄りの金融機関をご利用ください。

年度更新の手続は、電子申請でも受付をしています。是非ご利用ください。

詳しくは「電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページをご確認ください。

e-Gov（<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>）

労働保険事務組合に事務を委託しておられる事業主の方については、事務組合の指示に従って申告・納付を行ってください。

期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、申告の手続きはお早めにお済ませください。

労働保険料の納付は口座振替が便利です。

申込用紙は労働局・労働基準監督署の窓口のほか、厚生労働省ホームページからもダウンロードできます。是非ご利用ください。

【労働保険料の申告・納付に関するお問合せ】

福井労働局 総務部 労働保険徴収室

〒910-8559 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎14階

TEL 0776-22-0112